

梅光学院大学学内奨学金一覧【2019年度入学生対象】

	種別	給付額	採用人数	申請資格	求める人材など	G P A	
年度毎の申請を要する	梅光特待 I・II・III	I	学費全額	3名程度	◆受験時－大学入試センター試験の指定科目を受験した者 ◆在学生－前年度の総合的な学業成績や品行により選考する	学生生活及び課外活動等においてリーダー的役割を果たし、他の学生の模範となっている者。また、大学の広報活動等において、学内外への情報発信において積極的に協力し、成果を上げている者。	3.2以上
		II	学費の1/2	3名程度		3.2以上	
		III	学費の1/4	3名程度		2.5以上	
	グローバル特待 I・II	I	全額	5名程度	◆受験時－大学入試センター試験の指定科目を受験した者で、かつ英検準1級以上、GTEC for STUDENTS (オフィシャルスコア) (Advanced 3技能810点満点) 745点以上、TOEIC®640点以上、TOEFL iBT®68点以上のいずれかの基準を満たす者 ◆1年生 (2年次)－TOEIC860点以上、TOEIC730点以上+TOPIK5級以上、TOEIC730点以上+HSK5級以上のいずれかの基準を満たす者 ◆2年生 (3年次)－TOEIC940点以上、TOEIC860点以上+TOPIK6級以上、TOEIC860点以上+HSK6級以上のいずれかの基準を満たす者 ◆3年生 (4年次)－TOEIC990点以上、TOEIC940点以上+TOPIK6級以上、TOEIC940点以上+HSK6級以上のいずれかの基準を満たす者	学業成績及び品行が特に優れ、海外留学などのグローバル人材育成のためのプログラムに積極的に参加する者。	3.2以上
		II	学費の1/3	申請資格を満たす者全員	◆受験時－英検2級以上、GTEC for STUDENTS (オフィシャルスコア) (Advanced 3技能810点満点) 675点以上、TOEIC®550点以上、TOEFL iBT®57点以上のいずれかの基準を満たす者 ◆1年生 (2年次)－TOEIC730点以上、TOEIC550点以上+TOPIK4級以上、TOEIC550点以上+HSK4級以上のいずれかの基準を満たす者 ◆2年生 (3年次)－TOEIC860点以上、TOEIC600点以上+TOPIK5級以上、TOEIC600点以上+HSK5級以上のいずれかの基準を満たす者 ◆3年生 (4年次)－TOEIC940点以上、TOEIC650点以上+TOPIK6級以上、TOEIC650点以上+HSK6級以上のいずれかの基準を満たす者	学業成績及び品行が特に優れ、海外留学などのグローバル人材育成のためのプログラムに積極的に参加する者。	2.5以上
	エアライン特待	学費の1/2	5名程度	◆受験時－大学入試センター試験の指定科目を受験した者で、かつ英検2級以上、GTEC for STUDENTS (オフィシャルスコア) (Advanced 3技能810点満点) 675点以上、TOEIC®550点以上、TOEFL iBT®57点以上のいずれかの基準を満たす者 ◆1年生 (2年次)－TOEIC730点以上、TOEIC550点以上+TOPIK4級以上、TOEIC550点以上+HSK4級以上のいずれかの基準を満たす者 ◆2年生 (3年次)－TOEIC860点以上、TOEIC600点以上+TOPIK5級以上、TOEIC600点以上+HSK5級以上のいずれかの基準を満たす者 ◆3年生 (4年次)－TOEIC940点以上、TOEIC650点以上+TOPIK6級以上、TOEIC650点以上+HSK6級以上のいずれかの基準を満たす者	学業成績及び品行が特に優れ、海外留学などのグローバル人材育成のためのプログラムに積極的に参加し、航空業界を志望し、本学が指定するエアライン関連プログラムに参加する者。	3.2以上	
	スタウト記念奨学金	学費の1/3 (ただし、半期ごとに給付対象者見直しあり)	申請資格を満たし、面接審査に合格した者全員	◆2年次以上対象 (1) 本学院が認めたキリスト教会で洗礼を受けたクリスチャンであって、1年以上定期的に教会に通っている者 (2) 品行が優れ、教会の聖日礼拝に継続的に出席し、キリスト教教育に関連する行事や諸活動に積極的に関わり、大学生の場合は『宗教委員』として活動し、本学院のキリスト教教育活動に貢献する者 (3) 所属教会の牧師または司祭 (神父) からの推薦を受けることができる者 (4) 証文	学業成績及び品行が特に優れているキリスト教会の信者で継続的に聖日礼拝に出席し、宗教委員として活動する者	2.5以上	
梅光特別奨学金	学費の1/4	申請資格を満たす者全員	梅光学院高等学校から本学へ入学した者。ただし、2年次以降の給付はGPAの基準を適用する。		2.5以上		
私費外国人留学生奨学金 2019年度入学1年生及び3年次編入生対象	学費の1/2	申請資格を満たす者全員	◆本学に在籍する私費外国人留学生<2年次以上対象> ◆1年生 (2年次)－日本語能力検定試験2級以上 ◆2年生 (3年次)－日本語能力検定試験2級以上 ◆3年生 (4年次)－日本語能力検定試験1級以上	学業人物優秀であって、経済的事由により修学困難な者	3.2以上		
	283,000円		◆本学に在籍する私費外国人留学生 ◆受験時－本学に入学する私費外国人留学生全員 ◆1年生 (2年次)－日本語能力検定試験2級以上 ◆2年生 (3年次)－日本語能力検定試験2級以上 ◆3年生 (4年次)－日本語能力検定試験1級以上	学業人物優秀であって、経済的事由により修学困難な者	2.5以上		
一回限りの給付・貸与	特定遠隔地奨学金	学費の1/4 (給付は初年次のみ)	申請資格を満たす者全員	本学が規定する特定遠隔地 (沖縄県 および島しょ部) に所在する高等学校出身者		—	
	指定日本語学校奨学金	検定料 (25,000円) の免除	申請資格を満たす者全員	国内の日本語学校で本学の指定校となっている学校から入学する留学生	学力、人物ともに優秀で、経済的事由により修学困難な者	—	
	緊急貸与奨学金	50万円を限度の一時金		(1) 主たる家計支持者が、死亡、失職、会社の倒産、病気、事故災害などにより、学費等の給付が困難になった者 (2) 火災、風水害、震災などにより、家屋や資産に大きな被害を受けた者 (3) 家計急変のため緊急に奨学金の貸与の必要が生じた者	経済的な急変事由により修学が困難になったもの	—	
(継続希望の場合)	被災者就学支援奨学金	学費全学免除 (新入生は入学金免除を含む)		梅光学院大学又は大学院に在学する正規の学生であって、学費負担者が災害救助法、天災融資法等の適用を受ける地震・火災・風水害等の被害により、学費負担者の罹災による死亡、負傷、居住する家屋の全壊又は避難による失職等により家計が急変となった者 * 免除の期間は、被災した直近の学費支払を対象とする		—	
		学費半額免除 (新入生は入学金免除を含む)		梅光学院大学又は大学院に在学する正規の学生であって、学費負担者が災害救助法、天災融資法等の適用を受ける地震・火災・風水害等の被害により、学費負担者の居住する家屋の半壊又は罹災により、家計が急変となった者 * 免除の期間は被災した直近の学費支払を対象とする		—	